外国アニメ企業の北京における発展に関する実政策

北京アニメゲーム産業協会

2018年3月

政策根拠

―《インターネット文化管理に関する暫定規定》

中華人民共和国文化部令

第51号

インターネット文化製品とはインターネットにより生産、配信及び流通された文化製品であるが、主に以下のものを含む

1 インターネットのために生産されたデジタルミュージック、オンラインゲーム、インターネット演劇番組、ネットショー、ネット芸術品、ネットアニメーションなどのネットワーク文化製品

2 特定の技術により、音楽、ゲーム、演劇（番組）、ショー、芸術品、アニメーションなどの文化製品を制作・複製し、インターネット上で広く配信されたインターネット文化製品

インターネット文化活動とはインターネット文化製品及びサービスを提供する活動で、主に以下のことを含む

- インターネット文化製品の制作、コピー、輸入、発行、放送などの活動
- 文化製品をインターネットにアップロードしたり、インターネット、移動体通信ネットワークなどの情報ネットによりコンピューター、固定電話、携帯電話、テレビ、ゲーム機などのクライアントまたはネットカフェなどのインターネットサービスを提供する営業場所に配信したりして、ユーザーがブラウズ、鑑賞、使用またはダウンロードをするためのオンライン伝播行為
- インターネット文化製品の展覧、コンテストなどの活動

輸入インターネット文化製品の取り扱い申請

『ネットワーク文化経営許可証』を取得したインターネット文化機構のみが取り扱える

インターネット文化製品を輸入する場合、文化部に申告する必要があり、文化部により内容審査を行う

批准する場合
証明書類を発給する

批准しない場合
理由を説明する

文化部の批准書類番号を明記する必要がある

営利目的のインターネット文化機構の設立を申請する場合は『インターネット情報サービス管理方法』の関連規定に合致し、且つ以下の条件を満たすこと

1.機構の名称、住所、組織機構及び規約を提出すること

2.明確なインターネット文化活動の範囲を持つこと

3.インターネット文化活動の必要に適い、相応の就業資格を有する業務管理人員と専門の技術者を8名以上持つこと

4.インターネット文化活動の必要に応じた設備、作業場所および相応の経営管理技術を持っていること

5.登録資本金は100万元を超えていること。ネットゲームの営業活動を申請する場合は登録資本金が1000万元を超えていること

6.法律、行政法規および国家の関連規定の条件を満たすこと

営利目的のインターネット文化機構の設立申請手順

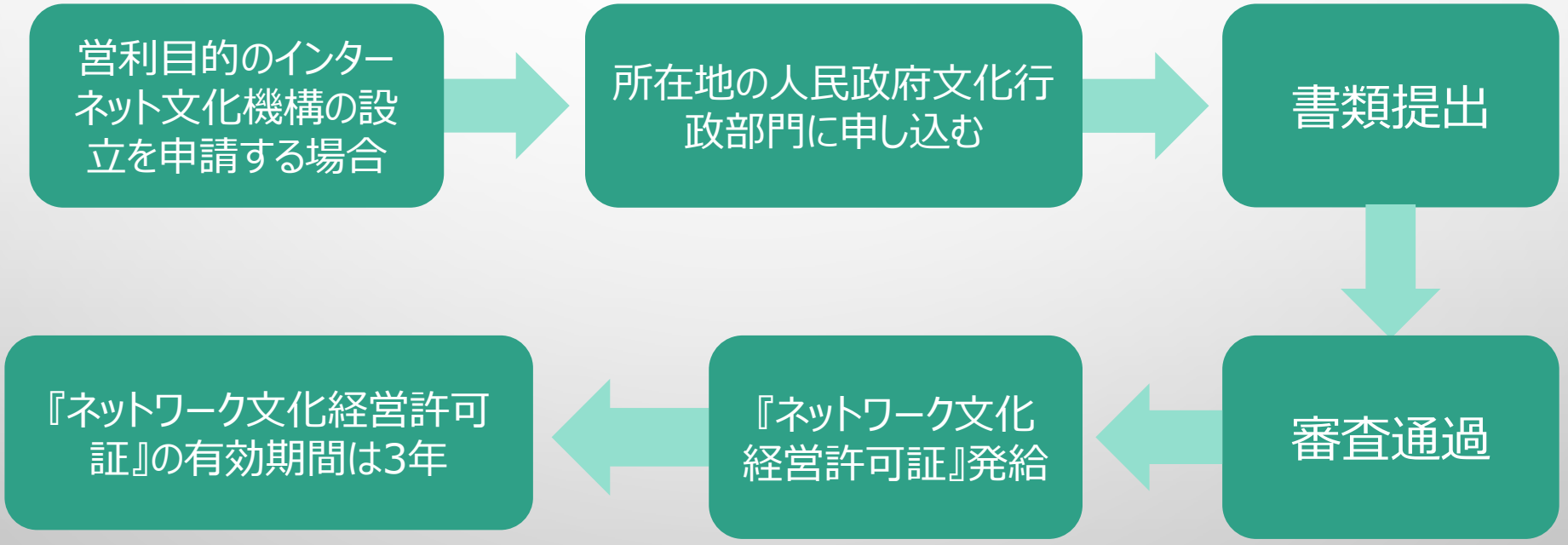

インターネット文化機構は以下の内容を含む文化製品を提供してはいけない

1. 憲法の基本原則に反した内容

2. 国家統一、主権および領土保全を脅かす内容

3. 国家機密を漏洩、また国家の安全を脅かしたり国家の名声・利益を害する内容

4. 民族対立、民族差別を煽り、民族団結を破壊したり、民族の風習、習慣を害する内容

5. カルトや迷信を宣伝する内容

6. デマを拡散し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊する内容

7. 猥褻、ギャンブル、暴力を宣伝したり、犯罪を教唆したりする内容

8. 他人を侮辱または誹謗し、他人の合法権益を侵害する内容

9. 社会の公衆道徳または民族の優秀な文化伝統を害する内容

10. その他、法律、行政法規および国家の規定により禁止されている内容

政策根拠

二《アニメーション企業に対する認定管理方法（試行）》

文市発〔2008〕51号

優遇政策を受けるには?

『国务院総局発行　財政部等部門より中国アニメ産業の発展促進に関する若干意見についての通知』による

本方法により認定されたアニメーション企業

『通知』により規定された優遇・支援政策を申請することができる。

アニメーション企業の認定に関する申請は以下の標準に合致すること

1. 中国国内で法律に即して設立された企業
2. アニメ製品による収入が企業当年総収入の60%以上を占めること
3. 自社開発のアニメ製品からの収入が営業収入の50%以上を占めること
4. アニメ製品開発または技術サービスに従事する専門人員の中で大学専科以上の学歴を持つか国家アニメ人材専門認証に合格した人員が従業員総人数の30%以上を占め、且つ、研究開発人員が企業当年総社員数の10%以上を占めること。
5. アニメ製品開発または技術サービスなどを行う際に必要な技術設備と作業場所を持つこと。
6. アニメ製品の研究開発に使用する経費が企業当年営業収入の8%以上を占めること。
7. アニメ製品の内容は健全で、法律法規により禁止されている内容がないこと。
8. 企業の財産権が明らかで、管理状態が健全で、法律を遵守した経営がされていること。

政策根拠

三.《国务院総局発行　財政部等部門より中国アニメ産業の発展促進に関する若干意見についての通知》

国务院総局発〔2006〕32号

外商投資

1	『外商投資産業に関する指導目録』および文化分野での外資導入についての関連政策に基づき、外商の各種アニメ製品の研究開発と創作生産に対する投資を導く。
2	政策性銀行は条件を満たすアニメ企業に融資を行う。
3	条件を満たすアニメ中小企業を「科学技術型中小企業に対する技術創新基金」の支援範囲に入れる。
4	条件を満たすアニメ企業の中国国内での上場融資を優先する。

政策根拠

四《文化分野における外資の導入に関する意見》

文化部

広電総局

新聞出版総署

国家発展改革委員会

商務部

以上５部門

による協力制定

『意見』の規定により「許可される」事項

『意見』の規定により外商は単独投資または共同出資、提携によるパッケージデザインの印刷、本や刊行物の卸売、書き込み可能ディスク生産、芸術品の取り扱いなどを行う企業の設立が許可されている。

中国側が51%以上の株を所有、または中国側が主導権を握る場合、外商が共同出資、提携の形で

出版物の印刷や読出し専用ディスクのコピーなどを取り扱う企業を設立することが許可される。中国側が主導権を握る形の提携で、外商が映画以外の録音・録画製品の卸売を行う企業を設立することが許可されている。ただし、製品の内容を審査する権利は中国側が持つこととする。

イベント会場、映画館、イベント運営、映画技術などの企業を設立または経営し、本や刊行物、音像製品を発行する国有企業の株式制改革に参加する。

政策根拠

五《外商投資産業に関する指導目録（2017年修正）》

中華人民共和国国家発展と改革委員会

中華人民共和国商務部令

第4号

外商投資産業に関する指導目録（2017年修正）

推奨

1. VRとAR設備の研究開発および製造
2. 3Dプリンターの重要部品の研究開発および製造
3. 興行場の経営

制限

1. 出版物の印刷（中国側ホールディングス）
2. ラジオ、テレビ番組、映画の制作業務
3. イベントの運営（中国側ホールディングス）

禁

1. 本や新聞、刊行物の編集、出版業務
2. 音像製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務
3. ウェブニュース情報サービス、大量のウェブ出版、ウェブ番組サービス、ウェブサービス営業所、インターネット文化の取り扱い（音楽を除く）、ウェブ公共情報配信サービス

政策根拠

六《オンラインゲーム管理に関する暫定方法》

中華人民共和国文化部令

第49号

適用範囲：

オンラインゲームの研究開発、オンラインゲームの運営、オンラインゲーム仮想通貨の発行、オンラインゲーム仮想通貨取引のためサービス提供などの形式により行われる営業活動

01 オンラインゲームとは

ソフトウェアのプログラムと情報データにより構成され、インターネット、移動体通信ネットワークなどの情報ネットワークにより提供されたゲーム製品及びサービスである。

02 オンラインゲームのウェブ運営とは

情報ネットワークにより、ユーザーシステムまたは有料システムを使用し、ゲーム製品とサービスを提供する営業行為である。

03 オンラインゲーム仮想通貨とは

オンラインゲームの経営会社により発行され、ゲームのユーザーが法定通貨により一定の比例で直接または間接に購入する仮想の価値交換媒体である。ゲームプログラム外に存在し、電磁記録の方式でサーバに保存され、特定の数字単位で表現される。

輸入オンラインゲームの取り扱い申請

1

国務院文化行政部門は法律に基づき輸入されたオンラインゲームの内容を審査する。

2

国務院文化行政部門による内容審査を通過したもののみ、インターネット上で取り扱いできる。

3

内容審査を申請する場合は以下の材料を提出する必要がある：

4

1、輸入したオンラインゲーム製品の内容に関する説明書（中国語・外国語）、製品の操作説明書（中国語・外国語）、紹介文 、セリフ、ナレーション、歌詞（中国語・外国語）。
2、オリジナルの著作権証明書（中国語・外国語）、原産地レベル証明書（中国語・外国語）、運営協議書または授権書（中国語・外国語）原本のコピー。
3、申請会社によるゲームの内容について自社審査レポート。
4、申請会社のユーザに対する契約書。
5、内容審査に必要な他のファイル。

輸入したオンラインゲーム製品内容に関する審査を申請する機構は合法的に独占権を取得したオンラインゲーム運営企業でなければならない。

取り扱い開始後に、変更が生じた場合

輸入したオンラインゲームを取り扱い開始後、その内容について実質的変更を加えたい場合は

変更する内容について国務院文化行政部門に内容審査を申請する必要がある。

政策根拠

七《興行管理条例（2016年修正版）》

中華人民共和国国務院令

第528号

外国投資者による興行

1

文化娯楽産業が集中している特定な地域を選択し、ここで外商が投資して興行場の経営会社を設立することが許可され、投資比例についての制限はない。

2

中外合資経営、中外合作経営のイベント運営会社、興行場の経営会社を設立する場合、外商投資に関する法律、法規の規定により、審査の手続きをする必要がある。

3

中外合資経営、中外合作経営のイベント運営会社が興行活動を行うことを申請する場合、また興行場経営会社が興行場の経営を行うことを申請する場合、省、自治区、直轄市人民政府の主管部門により国務院の文化主管部門に申請を行う。

注意！

イベントを主催する機構は政府または政府部門名義で営業目的のイベントを行ってはいけない。

営業目的のイベントは「中国」、「中華」、「全国」、「国際」の名を冠してはいけない。

営業目的のイベントについての宣伝内容は必ず法に則し、真実で、誤解を招く表現や詐欺があってはならない。

営業目的のイベントで以下の状況があってはならない

1. 憲法の基本原則に反する状況

2. 国家統一、主権及び領土保全を脅かし、また国家の安全を脅かしたり、国家の名声・利益を害する状況

3.民族対立、民族差別を煽り、民族団結を破壊したり、民族の風習、習慣を害したりする状況

4. 社会秩序を乱し、社会の安定を脅かす状況

5. 社会の公衆道徳を乱し、社会の安定を破壊する状況

6. 猥褻、ポルノ、カルト、迷信または暴力を宣伝する状況

7. 他人を侮辱または誹謗し、他人の合法権益を侵害する状況

8. 表現方法が残酷で恐怖を伴い、演者の心身の健康を害する状況

9. 身体的欠陥または変異を呼び物にして観衆を誘致する状況

10.法律、行政法規により禁止されているその他の状況

ご清聴ありがとうございました！

劉春剛（+86）13910164968

lcg@bagia.org.cn

www.bagia.org.cn